

意見招請

対象国名：ベトナム国

業務名称：ベトナム国 循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト

標記案件につき、企画競争により、業務委託先を選定する予定です。つきましては、特記仕様書（案）を公表し、同案に対するご意見・コメントを募集致しますので、下記の要領により意見をお寄せください。

頂いたご意見・コメントにつきましては、個別に回答は致しませんが、企画競争説明書へ適宜反映させていただきます。

1. 調達内容

- (1) ベトナム国 循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト
- (2) 契約期間：2026年12月～2030年3月まで（3年3か月）（予定）
- (3) 調達方法：企画競争

2. 意見の提出方法

- (1) 提出先（業務内容説明会の参加希望連絡先も以下メールアドレス）
JICA地球環境部 環境管理・気候変動対策第一チーム（担当：安達、栗崎）
電子メールアドレス：gegem@jica.go.jp
- (2) 提出方法
様式は問いません。下記(3)の提出期限内に、上記(1)の電子メールアドレス宛に、
電子データ（エクセル形式）での提出をお願いします。
電子メールタイトル「意見提出：ベトナム国 循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト」
- (3) 提出期限
2026年 8月 26日（水）15時00分（必着のこと）

別紙1：特記仕様書案

第 2 章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

1. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第 3 章 1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	優先的な廃棄物種別（品目/素材）の選定方法と評価基準	成果 1
2	上記 No1 で提案された優先的な廃棄物種別（品目/素材）に対する循環経済（CE）モデル	成果 2
3	CE モデルの評価手法とそのために必要となるデータの種類、情報収集の方法	成果 2
4	CE モデル実装に向けたステークホルダー（行政機関、民間企業、市民等）に対する啓発活動	成果 4 及び 5
5	CE 推進に向けたベトナム全体のマテリアルフロー情報等に基づく循環性評価を行うための CE 適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームの設計及び必要となるデータや統計および運用方法の提案及び運営方法	成果 3

- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) ベトナム実施機関

ベトナムでは2025年4月1日に省庁が再編され、環境行政はMAE（農業農村開発省と天然資源環境省が合併）が所管しており、本プロジェクトのカウンターパート機関であるISPAEはMAE傘下のシンクタンクとして、与えられたミッション、タスクの範囲内で独立した活動ができる立場にある。

以上の背景から、農業由来の有機性廃棄物についても循環経済の重要な対象となる。

(2) 実施機関（MAE・ISPAE）の能力強化

本プロジェクト終了後に、MAE及びISPA職員自らがCEモデルの実装や制度の見直しを行うことを見据えた能力強化を図ること。人事異動等を考慮し、組織全体への知識の定着に留意する。

循環経済に関する既存の制度について理解を深め、本プロジェクトで作成された優先廃棄物種別のCEモデルの展開及びその評価について自ら行うことを目指す。

(3) 優先廃棄物種別の選定過程の透明性及び客観性の確保

本プロジェクトでは、優先的に循環経済（CE）モデルを適用する廃棄物種別（品目／素材）の選定が活動全体を左右するため、選定プロセスの透明性及び客観性を確保することが不可欠である。発生量、環境影響、温室効果ガス削減効果、市場性、リサイクル・修理・再製造可能性や天然資源消費の抑制効果、EPR制度との関連性等の評価基準を設定し、農業環境省（MAE）、農業環境戦略政策研究所（ISPAE）、地方自治体等の関係機関との協議を通じて合意形成を図ること。

なお、現時点でベトナム側から提示された優先課題は、廃家電（E-waste）、廃プラスチック、食品・農産物廃棄物（バイオマス）、一般廃棄物、産業廃棄物（エコ工業団地等）等である。プロポーザルにおいては、本事業においてCEモデルを提案する品目（2品目程度）を提案すること。

(4) 循環経済国家行動計画（NAPCE）及び環境保護法との整合性の確保

2025 年に循環経済に係る NAPCE が首相決定として公布された。また、廃棄物管理・循環経済政策の最高位法は環境保護法（2020 年改正）である。

本プロジェクトで提案される循環経済モデル及びそれに伴う制度改善策については、NAPCE 及び改正環境保護法との整合性を確保すること。政策内容の確認にとどまらず、制度運用上の課題、実施体制のボトルネック、関係機関間の調整状況等进行分析し、実効性の高い提案を行うこと。

（５）パイロット事業による実証性の確認

本プロジェクトで試行する CE モデルは、特定地域のみで成立する限定モデルとならないよう留意すること。ベトナム国の全都市・他品目への展開可能性、制度化可能性、民間投資による自立発展性を考慮し、再現性の高いモデルの設計を行うこと。プロジェクト終了後の利活用と展開を見据えた出口戦略を検討すること。

（６）民間企業の参画

循環経済の実現には、行政機関のみならず民間企業の主体的な参画が不可欠である。製造者、輸入者、小売事業者、リサイクル事業者、廃棄物処理事業者等の役割を整理し、企業参画の可能性、投資意欲、事業継続性を評価すること。

なお、CE モデルの試行導入に向けて本邦企業との共創的な連携を行うことについては、先方と合意している。

（７）CE モデルの循環性評価の実施⁽⁹⁸⁾

CE モデルの設計にあたっては、対象品目/素材の資源フロー及び廃棄物流れを定量的に把握することが重要である。製造、流通、消費、回収、再利用、再資源化、最終処分までの各段階について、可能な限り実測データや現地ヒアリングに基づく分析を行うこと。データ不足が生じる場合には、方法及び代替手法を明確に示し、分析の妥当性の検証と今後の継続的な実施のための改善策の提案を行うこと。

（８）インフォーマルセクター及びジェンダーへの影響分析

CE モデルの導入により廃棄物回収・リサイクルの流れが変化する場合、ウェイストピッカーやインフォーマル回収業者等が影響を受ける可能性がある。特に、インフォーマルセクターについては資源回収の担い手としてその役割を適切に評価した上で、公式な制度との接続や打開的な手段を検討する必要がある。

また、女性従事者を含む社会的弱者への影響について十分な情報収集及び分析を行い、必要に応じて負の影響を軽減する方策を検討すること。ジェンダー主流化の観点から、NAPCE のジェンダー関連項目との整合性も確認すること。

（９）環境省及び JICA 事業の動向と連携可能性

環境省は 2024 年より国際金属資源循環事業（ARCPEC）¹を実施している。この事業において E-waste フローの是正や制度支援が行われており、知見や民間企業ネットワークが蓄積されている。環境省との連携を図り、先行事業の実績について、本プロジェクトで検討される CE モデルや実証事業において活用していく。

また、JICA が実施中のバリアブントウ省エコ工業団地プロジェクトで蓄積される産業共生、副産物利用、IT 活用による環境管理等の成果を活用し、工業団地を拠点とする CE モデルの構築を図ることが可能となる。合わせて、データ共有や資源循環の実証結果を本プロジェクトの CE モデル及びデータプラットフォームの設計に反映させ、相乗効果を図る。

（１０）CE 適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームの持続性確保

本プロジェクトでは、必要データを関係機関が入力し、ベトナム全体のマテリアルフロー情報などに基づいた循環性評価を行うための CE 適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームの構築が成果の一つとして予定されている。システム開発自体を目的化するのではなく、運営主体、維持管理費用、データ取得・更新体制、利用目的等を踏まえ、プロジェクト終了後も継続的に運用可能な持続的モデルを検討すること。MAE、ISPAE、地方自治体及び民間事業者間のデータ連携体制の構築可能性を評価すること。

（１１）データの信頼性確保及び検証の実施

ベトナムでは廃棄物データの管理主体が複数存在し、統計値が一致しない場合がある。調査においては、データの根拠、取得方法、更新頻度を明確化し、必要に応じて複数ソースのクロスチェックを行うことで、分析に用いる数値の妥当性及び信頼性を確保すること。

（１２）他ドナー動向と連携可能性

ベトナムでは、UNDP、GIZ、ノルウェー政府、WWF 等が循環経済や廃プラスチック、E-waste 分野の支援を実施している。本プロジェクトでは各ドナーとの連携を図り、重複を回避しつつ相乗効果を図る。

特に、UNDP が運営する「Circular Economy Hub」に参加することで、ベトナム国内における循環経済に関する情報の収集、官民ネットワークの拡大や、本プロジェクトの成果発信等が期待できる。

他ドナーが整備するデータや知見を情報連携基盤へ取り込むことで、効率的かつ持続可能な循環経済推進体制の構築を目指す。

¹ [e-waste、ELV 及び重要鉱物に関する資源循環パートナーシップ（ARCPEC）](#)

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙■「共通業務内容」のとおり。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1「CEモデルを適用する優先的な廃棄物種別が特定される」に関わる活動

活動1-1：循環経済国家行動計画や現法令をレビュー・分析する。

活動1-2：優先的な廃棄物種別を特定する。

活動1-3：優先的な廃棄物種別の関係者間でコンサルテーションのためのミーティングを開催する。

② 成果2「固形廃棄物管理における潜在的なCEモデルが設計・導入される」に関わる活動

活動2-1：優先的な廃棄物種別のCEモデルの適用に関する国際的な実例について調査する。

活動2-2：優先的廃棄物種別のマテリアルフローの現状について調査、分析する。

活動2-3：優先的廃棄物種別のCEモデルを特定し評価、提案する。

活動2-4：優先的廃棄物種別のCEモデルを試行運用する。

③ 成果3「固形廃棄物管理におけるCE適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームが設計され、試行運用される」に関わる活動

活動3-1：CEに関する情報連携・データ共有プラットフォームのための主なデータ項目・枠組みを特定する。

活動3-2：CE適用のためのプラットフォームを設計する。

活動3-3：CE適用のためのプラットフォームを試行運用する。

④ 成果4「優先的な廃棄物種別に対するCEモデル適用及び評価に関するガイドライン案が策定される。」に関わる活動

活動4-1：CEモデル評価のためのクライテリアや指標を作成する。

活動4-2：クライテリアや指標を用いてCEモデルを評価する。

活動4-3：CEモデル適用及び評価に関するガイドライン案を作成する。

⑤ 成果5「循環経済に向けた固形廃棄物管理に関する宣伝、法的知識の普及、教育、研修及び能力強化が実施される」に関わる活動

活動5-1：循環経済に向けた固形廃棄物管理に必要なトレーニングプログラムを提

案する。

活動 5-2：トレーニングのためのツールや啓発・普及のための資料を開発する。

活動 5-3：ツールや資料を活用しトレーニングや啓発・普及活動を実施する。

現地研修の想定規模は以下のとおり。

目的	プロジェクト成果の共有、関係者間の合意形成及び循環経済モデルの普及促進
実施回数	約 3 回
対象者	MAE、ISPAE、地方自治体、民間企業、リサイクル事業者、研究機関、ドナー等
参加者数	約 50～80 名／回
開催期間	約 1 日／回
実施場所	ハノイ市内
実施形態	対面・オンライン併用

(2) 本邦研修・招へい

☐ 本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

☒ 本プロジェクトでは、本邦研修・招へいを実施する。

本邦研修・招へい実施業務は、本契約の業務には含めず、別途契約書を締結して実施する（発注者が公開している最新版の「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に準拠）

☒ 想定規模は以下のとおり。

目的・研修内容	日本における循環型社会・循環経済政策、廃棄物・資源循環管理システム、拡大生産者責任（EPR）、廃棄物管理統計を含むマテリアルフロー分析（MFA）、データ管理・情報プラットフォーム運営及び循環ビジネスモデル等に関する知見を習得し、ベトナムにおける CE モデルの設計及び実施能力の向上を図る。
実施回数	合計 2 回
対象者	MAE（農業環境省）、ISPAE（農業環境戦略政策研究所）、VEA（環境局）、テスト事業実施自治体職員等
参加者数	約 10 名/回
研修日数	約 10 日（移動日を含む）／回

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

② ベースライン調査

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況をモニタリング・評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。
- 受注者は、調査の枠組みや調査項目について、調査開始前に発注者と協議の上、カウンターパート（以下「C/P」という。）の合意を得る。ベースライン調査を経て指標の目標値の設定を行う際にも、同様に発注者及びC/Pの合意を得ることとする。

③ インパクト評価の実施

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☐ 本業務では以下の対応を行う。

【適用する場合】

- （評価部と相談の上、記載内容を検討すること）

④ C/P のキャパシティアセスメント

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 受注者は、ISPAE を対象とし、NAPCE 実行のための廃棄物・資源循環管理能力及びPDCA サイクル実施能力の現状の詳細な把握やキャパシティアセスメントを行い、その結果を踏まえ、その後の能力強化の重点項目や範囲、達成レベル等を設定する。

⑤ エンドライン調査

☐ 本業務では当該項目は適用しない。

☒ 本業務では以下の対応を行う。

- プロジェクトの成果やプロジェクト目標の達成状況を評価するため、プロジェクト終了約半年前にエンドライン調査を実施し、C/P に結果を共有する。
- 受注者は、C/P との共同実施の可能性を追求しつつ、エンドライン調査の枠組みや調査項目については、開始前に発注者、C/P と協議の上、両者の合意を得る。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。
- ☐ 本業務では以下の対応を行う。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- ☐ 本業務では当該項目は適用しない。
- ☒ 本業務では以下の対応を行う。

- 合意文書・事前評価表に記載されたジェンダー主流化の活動を実施する。半期報告・レビュー報告書含む各種報告書等において、右の活動の進捗・成果を報告する。
- 関連するセクターの『JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き』（特に「ジェンダーの視点に立った実施・モニタリング」）に則り、実施する。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- ☐ 本業務は、各期それぞれに作成する。
 - 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
ワーク・プラン	契約締結後約 1 か月以内	英語・越語要約	電子データ	-
半期報告・レビュー報告書	プロジェクト開始後約 6 か月後	英語・越語要約	電子データ	-
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行期限（最終期間を除く）	日本語	電子データ	-

業務完了報告書	契約履行期限末日	日本語	製本	3 部
			CD-R	3 部
事業完了報告書	契約履行期限末日	英語・越語要約	製本	各 3 部
			CD-R	各 3 部

業務完了報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 か月前を目途にドラフトを作成し、
発注者の確認・修正を経て、最終化する。

- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) 半期報告・レビュー報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① 要約（Executive Summary）（調査の背景・目的・方法・主な調査結果、CE モデル設計の方向性、データ共有プラットフォームの要件、政策提言（概要））
- ② プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）

③ 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）

- 循環経済（CE）モデルの設計案
- パイロット事業の実施可能性分析
- CEモデル及びベトナム全体のマテリアルフロー分析（MFA）結果
- データ共有プラットフォームの設計・運用方針
- MFAの実施を含む優先的な廃棄物種別に対するCEモデル適用及び評価に関するガイドライン案の策定

④ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）

⑤ プロジェクト目標の達成度

⑥ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままでよい）

（ア）PDM（最新版、変遷経緯）

（イ）業務フローチャート

（ウ）人員計画（最終版）

（エ）研修員受入れ実績

（オ）遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）

（カ）合同調整委員会議事録等

（キ）その他活動実績

- 調査票（行政・民間・インフォーマル）
- ヒアリング記録
- MFA データ一覧
- セミナー実施報告
- 関係機関一覧
- 参考文献・法令一覧

（５）事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、業務完了報告書にも添付する。

（１）CEモデル適用及び評価ガイドライン

（２）CE適用に関する情報連携・データ共有プラットフォーム運用マニュアル

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS 等の活用）
- (4) 活動に関する写真

第6条 再委託

☐ 本業務では、再委託を想定していない²。

☒ 本業務では、以下の項目については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	インフォーマルセクター（ウェストピッカー、回収・解体実施者等）実態調査	・回収量、回収ルート、取引価格、販売先、収入構造、労働条件等の実態把握 ・女性従事者を含むジェンダー影響調査 ・CE モデル導入による影響 ³ の聞き取り ・仲買人（スクラップバイヤー）へのヒアリング	一式	定額計上／本見積
2	MFA（マテリアルフロー分析）含む CE モデル評価に必要な一次データ収集	・回収量実測調査 ・サンプリング調査 ・処理施設及びリサイクル施設データ収集 ・国・自治体・産業団体の関連統計・レポート及びそれらデータ管理主体の有無	一式	定額計上／本見積

第7条 機材調達

☒ 本業務では、機材調達を想定していない。

² ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

³ スキルアップや認証・認定制度、フォーマル企業への雇い入れ等フォーマル化に向けた希望要望など

- ☐ 受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/P と確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

案件概要表（詳細計画策定調査時点）

1. 案件名

国 名：ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名：循環経済に向けた廃棄物管理能力強化プロジェクト

Project for Capacity Development of Waste Management towards Circular Economy in Vietnam

2. 事業の背景と必要性

（１）当該国における当該セクターの開発の現状・課題及び本プロジェクトの位置付け

ベトナム国（以下ベトナム）における急速な経済発展と都市化の進行に伴い、ハノイ市等の大都市を中心に廃棄物発生量が増加し、近年の増加率は 10～16%と予測されている。都市部における一般廃棄物（家庭ごみ及び事業系ごみ）の収集率は 全国平均で約 75%、ハノイ市約 87%、ホーチミン市約 94%と比較的高い水準であるが、最終処分場の約 7～8 割がオープンランピング型であり衛生埋立処分場の整備が求められている。また全国的に処分場容量の逼迫が問題となっており、発生源での分別や中間処理等を通じた一般廃棄物の減量・減容化が急務である。

こうした状況下、ベトナムは適切な廃棄物管理の推進に向けて、下流部分にあたる廃棄物処理のみならず、上流部分にあたる「モノ」の生産も含めた資源循環を考慮し、SDGs や脱炭素にもつながる持続的な発展に向けて、「循環経済4（サーキュラーエコノミー）」を進めていく戦略を掲げている。2021 年に策定されたベトナム国家社会開発計画（2021-2025）では、環境保護の推進を重要戦略の中に位置づけ、循環経済についても明記されている。また、2020 年に改正された環境保護法において循環経済に関する規定が盛り込まれ、循環経済に向けた国家計画の策定・実施が定められ、2025 年には 2035 年を目標とした循環経済に係る国家行動計画（National Action Plan on Circular Economy、以下「NAPCE」）が首相決定として公布された。さらに製造者・輸入者への拡大生産者責任（EPR）の制度化、市民による廃棄物の分別収集及び重量別の料金支払い等、循環経済に向けての様々な政策が定められている。

ベトナムにおける廃棄物管理は 2019 年以降、天然資源環境省（MONRE）が一元的に担っており⁵、2025 年の省庁再編後は農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment、以下、「MAE」）が管轄している。循環経済については、MAE 傘下の農業環境戦略政策機関（Institute of Strategy, Policy on Agriculture and Environment、以下「ISPAE」）が政策全般を担当している。また、商工省（Ministry of Industry and Trade、以下「MOIT」）が持続可

⁴ 「循環経済」とは、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄型の「線形経済」とは異なり、従来の 3R（Reduce, Reuse, Recycle）の取組に加え、あらゆる経済活動において資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながらサービシ化等を通じて付加価値を生み出す経済活動を指す（令和 3 年環境白書より）。

⁵ 2019 年までは一般廃棄物は建設省（MoC）、産業廃棄物は MONRE（当時）の所管だった。

能な生産と消費に関する国家計画を定めている。

しかしながら、NAPCE の効果的な実行に向けては、生産から消費・処分に亘る資源全体の流れ（マテリアルフロー）を明確にし、収集・運搬や中間処理・リサイクルを行うための状況分析等が不可欠であるが、必要な情報が不足していると同時に MAE に共有される体制にはなっていない。また、EPR 制度は開始されているものの製造者・輸入者が回収・リサイクルを行うためのリサイクル（中間処理）業者が不足しており、廃棄物管理を担う企業・施設に関する情報基盤の構築も求められる。循環経済の効果的な実施を評価するための仕組み検討や、政策実施を担う MAE 及び ISPAE の能力強化が必要とされている。

以上のような背景から、ベトナム政府から我が国に対して循環経済に向けた廃棄物管理能力強化を目的とした技術協力が要請された。本事業では、関係省庁・民間セクター・その他ステークホルダーとの協議・連携を通じて、固形廃棄物管理分野における循環経済モデルの適用促進を目指し、循環経済に向けた政策・計画の策定・実施に係る能力強化を図る。

（２）当該セクターに対する我が国及び JICA の協力量針等と本プロジェクトの位置づけ

対ベトナム国別開発協力量針（2017 年 12 月）では、重点分野の一つに「脆弱性への対応」が掲げられ、急速な都市化・工業化に伴い成長の負の側面として顕在化している環境問題（都市環境、自然環境）への対応を支援することが明記されている。また、対ベトナム国 JICA 国別分析ペーパー（2025 年 3 月）では、環境保全（都市環境管理・自然環境保全）プログラムの都市環境管理（廃棄物処理）において、循環経済に関する我が国の知見を活かし制度・体制整備・能力強化を行う方針が明記されており、本事業はこれらの方針に合致する。

本事業は、環境管理分野における課題別事業戦略（JICA グローバル・アジェンダ）である「JICA クリーン・シティ・イニシアティブ」のクラスター「廃棄物管理の改善と循環型社会の実現」に沿っている。また、本事業は適正な廃棄物管理の推進を通じて衛生環境向上に資するものであり、SDGs ゴール 11「包摂的、安全、強靱で、持続可能な都市と人間住居の構築」、12「持続可能な消費と生産パターンの確保」及び 13「気候変動とその影響への緊急の対処」に貢献する。

（３）他の援助機関の対応

UNDP は循環経済に係る官民連携のプラットフォーム「Circular Economy Hub」の構築・運営を行っているほか、2026 年からは電気電子廃棄物（E-waste）に関する地球環境ファシリティ（GEF）のプロジェクトをベトナムで開始する予定。また GIZ やノルウェーはアジア広域での廃プラスチック等に関するプログラムをベトナムで実施中であり、WWF（世界野生動物保護協会）は海洋プラスチックに焦点をあてた活動を継続している。オランダの国際 NGO である IDH (The Sustainable Trade Initiative) はアパレル業界団体や MOIT

と連携し、衣類やスニーカーの生産工程からの廃棄物を再利用するプロジェクトを実施している。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業はベトナムにおいて、固形廃棄物管理の優先的な廃棄物種別（品目/素材）に対して、循環経済モデル（以下「CEモデル」）の設計・試行、CE適用に関する情報連携・データ共有プラットフォーム構築、CEモデル適用及び評価に関するガイドライン策定等を実施することにより、循環経済に向けた廃棄物管理能力の強化を図り、もって経済と環境の調和のとれた持続可能な開発目標の達成に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

ISPAEの所在するハノイ市、テスト事業実施都市

(3) 本プロジェクトの受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：農業環境省（MAE）及び農業環境戦略政策研究所（ISPAE）の職員、テスト事業実施都市の職員

最終受益者：ベトナム国民

(4) 事業実施期間

2026年9月～2029年8月を予定（計36カ月）

(5) 事業実施体制

実施機関：農業環境省（MAE）農業環境戦略政策研究所（ISPAE）

協力機関：同省 環境局（VEA; Vietnamese Environmental Agency）

(6) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

JICAはこれまでベトナムの廃棄物管理改善を支援し、2022年からは循環経済に関する調査及びアドバイザー派遣を通してNAPCE策定に係る以下の協力を進めてきた。これら事業の実績・経験を踏まえた活動を展開する。またバリアブントウ省プロジェクトで支援しているエコ工業団地における資源循環の取組との連携も想定される。

① 環境管理アドバイザー（2022年6月～2024年6月）

② ベトナム国循環経済に向けた廃棄物管理推進に関する基礎情報収集・確認調査（2023年3月～2024年3月）

③ ベトナム国循環経済に係る調査（2022年1月～2022年11月）

④ 都市廃棄物総合管理能力向上プロジェクト（2014年3月～2018年3月）

⑤ 循環型社会の形成に向けてのハノイ市3Rイニシアティブ活性化支援プロジェクト（2006年11月～2009年11月）

⑥ バリアブントウ省環境配慮型及びIT活用型モデル工業団地管理経営能力強化プロジェクト（2023年12月～2027年12月）

日本環境省は国際金属資源循環事業としてベトナムを含む ASEAN5 か国で「E-waste、使用済自動車及び重要鉱物に関する日 ASEAN 資源循環パートナーシップ（ARCPEEC）」を実施している。本事業のテスト事業として E-waste を取り上げる場合は、日本環境省事業の成果を踏まえた活動内容とする。また、同事業に参画する E-waste リサイクル事業を担う日本企業との協働（企業との情報共有、優先的な廃棄物種別のテスト事業実施における協働等）も想定される。

2）他の開発協力機関等の援助活動

UNDP 支援で構築・運営されている循環経済に係る官民連携のプラットフォーム「Circular Economy Hub」を活用し、ネットワーク拡大及び成果発信を行う。また UNDP、GIZ、ノルウェー、WWF など複数のドナーが E-waste や廃プラスチック等に関するプロジェクトを実施しており、本事業のテスト事業としてこれらを取り上げる場合は、緊密な連携による相乗効果が期待できる。

（7）環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1）環境社会配慮

カテゴリ分類：C

カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022 年 1 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2）横断的事項：

本事業は、廃棄物の減量及び E-waste の適正管理によって廃棄物処理に起因する温室効果ガスの排出削減につなげることが可能で、気候変動緩和策（副次的目的）に資する可能性があり、ベトナムの「自国が決定する貢献（NDC）」の達成に貢献すると考えられる。また、排水路などに投棄されるごみの減少、洪水防止に繋がる場合など、気候変動適応策（副次的目的）に資する可能性もある。

3）ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■GI（S）（ジェンダー活動統合案件）

＜分類理由＞調査にて、CE モデル導入によりリサイクル資源等のフローが変わることで、ウェイストピッカーや非正規の回収・リサイクル業者（インフォーマルセクター）に従事する女性を含む社会的弱者が経済的不利益を受ける可能性がある一方、どのような影響を受けるかというデータや情報が存在しないこと等の課題が確認された。これに対し、本事業では、ジェンダーの視点に立って NAPCE のジェンダー関連項目についてのレビュー・分析を行い、また優先的な廃棄物種別の CE モデルにおけるジェンダーへの影響について調査を行うため。

（8）その他特記事項：特に無し

4. 事業の枠組み

（1）上位目標

固形廃棄物管理分野における循環経済（CE）モデル適用⁶が促進され、経済と環境の調和のとれた持続可能な開発目標の達成に貢献する。

指標及び目標値：固形廃棄物管理分野における CE モデルを適用する団体数（業界、組織、企業など）がプロジェクト終了時と比較して増加する。

（２）プロジェクト目標

ベトナムにおける固形廃棄物管理の優先的な廃棄物種別（品目/素材）において CE モデル適用が試行され、循環経済に向けた廃棄物管理能力が強化される。

指標及び目標値：

１．プロジェクトで実施されたCEモデルが関係者（政府機関、業界、組織、企業など）に共有される。

２．CE モデル適用を試行する企業間で CE に関する理解が向上する。（ベースラインとエンドライン値の比較）

（３）成果

成果１：CEモデルを適用するため優先的な廃棄物種別が特定される。

成果２：固形廃棄物管理における潜在的な CE モデルが設計・導入される。

成果３：固形廃棄物管理における CE 適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームが構築され、試行運用される。

成果４：優先的な廃棄物種別に対する CE モデル適用及び評価に関するガイドライン案が策定される。

成果５：循環経済に向けた固形廃棄物管理に関する宣伝、法的知識の普及、教育、研修及び能力強化が実施される。

（４）活動

活動１：現状調査、NAPCE 等のレビュー、CE モデル適用のための優先的な廃棄物種別の特定、関係機関との協議

活動２：CE モデル適用に関する国際的な事例調査、マテリアルフローの現状調査・分析、優先的な廃棄物種別に適した CE モデルの特定・評価、モデルケースの検証

活動３：主要なデータ項目と枠組みの特定、CE 適用に関する情報連携・データ共有プラットフォームの設計・試行運用

活動４：優先的な廃棄物種別に対する CE モデル評価のための基準・指標の策定、CE モデル適用及び評価に関するガイドライン案の策定

活動５：循環経済に向けた固形廃棄物管理に関する研修ツール及び啓発・普及のための資料作成、研修及び啓発・普及活動の実施

5. 前提条件・外部条件

⁶ 本事業では、特定の廃棄物種別（品目/素材）について、資源をできるだけ捨てずに循環させるための仕組み（モデルケース）を設計し、テスト事業として試行する予定。プロジェクト開始後に、現状把握・優先種別の特定を行い（成果１）、実際に設計・試行導入し（成果２）、モデル適用及び評価に関するガイドライン案を策定する（成果４）。

(1) 前提条件：特になし

(2) 外部条件

⑦ 上位目標達成の外部条件：

業界・企業・組織による環境やサステナビリティについて関心を持ち続ける。

⑧ プロジェクト目標の外部条件：

経済状況（悪化した場合）が CE モデルの導入・適応に影響を及ぼさない。

⑨ 活動の外部条件

カウンターパートの組織体制が大幅に変更されない。

6. 過去の類似案件の教訓と本プロジェクトへの適用

過去にベトナムで実施した「都市廃棄物総合管理能力向上プロジェクト（評価年度 2022 年）」では、廃棄物総合管理の所轄責任の一部が MOC（建設省）から MONRE（現 MAE）に移行することになり、その移行に伴う廃棄物管理セクター体制の変更による技術面での持続性への影響がでたことが指摘されている。2025 年に省庁再編が実施されたことから、本事業実施中に循環経済や廃棄物管理の所管の変更の可能性は少ないと考えられるが、万が一体制変更があった場合でも、実施機関自身で持続可能なトレーニングや啓発・普及活動を通じて持続的な人材育成ができるような活動内容を含めた（成果 5 に関する活動）。また、プロジェクトの活動は 2025 年 7 月に実施された地方自治体（市・省）の再編の進捗状況の影響をうける可能性があることから、CE モデルのテスト事業実施地を選択する際に受け皿となる市・省の実施体制について留意する必要がある。

以 上